

## 要支援認定者の要介護認定申請中におけるサービスの暫定利用について

要介護認定申請中のサービス利用につきましては、利用者の負担が大きくなる可能性があることから、控えていただくようお願いしているところです。しかしながら、やむを得ない理由によりサービス利用が必要となる場合も散見されることから、要介護認定申請中のサービス利用については、下記のとおりとしました。詳細はご相談ください。



### ◎ 認定の結果が要支援1～2だった場合

申請期間中に、総合事業サービスを暫定利用	総合事業のサービス費として請求できます。
申請期間中に、予防給付サービスを暫定利用	介護予防サービス費として請求できます。
申請期間中に、介護給付サービスを暫定利用	自己負担となります。 ※介護予防サービス費への振替が可能なサービスであれば、介護予防サービス費として請求できます。

### ◎ 認定の結果が要介護1～5だった場合

申請期間中に、総合事業サービスを暫定利用	自己負担となります。 ※介護サービス費への振替が可能なサービスであれば、介護サービス費として請求できます。
申請期間中に、予防給付サービスを暫定利用	自己負担となります。 ※介護サービス費への振替が可能なサービスであれば、介護サービス費として請求できます。
申請期間中に、介護給付サービスを暫定利用	介護サービス費として請求できます。